

平成15年12月19日制定  
平成21年2月2日改訂  
平成26年1月24日改訂  
平成29年1月23日改訂  
令和2年1月20日改訂  
令和5年1月13日改訂  
令和7年12月18日改訂

## 長崎県地球温暖化防止活動推進センター指定要領

### 第1 趣旨

長崎県地球温暖化防止活動推進センター（以下「温暖化防止センター」という。）の指定等に関しては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）及び同法施行規則（平成11年総理府令第31号。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第2 実施事業

1 温暖化防止センターは、法第38条第2項各号及び同条第3項に規定する以下の事業を実施するものとする。なお、具体的な事業内容については、長崎県と温暖化防止センターとの協議により決定することとする。

- (1) 地球温暖化の現状、地球温暖化対策の重要性及び温室効果ガスの排出量の削減等のための措置について、事業者及び住民に対する啓発活動及び広報活動を行うとともに、長崎県地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。（法第38条第2項第1号）
- (2) 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。（法第38条第2項第2号）
- (3)(2)の照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。（法第38条第2項第3号）
- (4) 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、(3)の分析結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。（法第38条第2項第4号）
- (5) 法第21条の規定による地方公共団体実行計画の達成のために県が行う施策に必要な協力をすること。（法第38条第2項第5号）
- (6)(1)～(5)に附帯する事業（法第38条第2項第6号）
- (7)(1)～(6)のほか、県内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業についての連絡調整（法第38条第3項）

2 県は、温室効果ガス排出の量の削減等のための施策として温暖化防止センターが実施することが適當と判断する事業について、必要な経費を負担することができるもの

とする。なお、現在、温暖化防止センターへの委託費については、地域環境保全基金（長崎県環境美化基金）を充当しているが、当該基金の設定期間は令和9年度までである。このため、令和10年度の委託内容については、別途協議するものとする。

### 第3 指定手続

- 1 県は、温暖化防止センターの指定に当たって、指定を希望する団体を公募し、有識者等で構成される「長崎県地球温暖化防止活動推進センター指定団体評価委員会」（以下「委員会」という。）の評価を経て、指定団体を決定することとする。
- 2 委員会は、評価基準に基づき、応募団体の温暖化防止センターとしての適性等について評価する。
- 3 委員会の議事等については、別に定めるところによる。

### 第4 応募書類

- 1 県は、温暖化防止センターの指定を希望する団体に対し、次の各号の書類の提出を求めるものとする。
  - (1) 長崎県地球温暖化防止活動推進センター指定申請書（様式1）
  - (2) 運営計画書（様式2）
  - (3) 事業計画書（様式3-1、3-2）
  - (4) 事業実績書（様式4）
  - (5) 確認書（様式5）
  - (6) 定款又は寄付行為
  - (7) 登記事項証明書
  - (8) 貸借対照表（3年分）、収支計算書（3年分）、財産目録及び役員名簿
  - (9) 納税証明書（国税・県税）
- 2 前項各号の書類について、やむをえないと認められる理由により提出できないものがある場合は、県が別に指定する書類の提出により代えることができるものとする。

### 第5 指定要件

次の各号の要件をすべて満たす団体でなければ、温暖化防止センターに指定することができない。

- (1) 地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第2項の特定非営利活動法人であること。
- (2) 県内に事務所を有していること。
- (3) 地球温暖化防止に関する活動実績があること。又は、指定後、県内において活動が見込まれること。
- (4) 宗教活動や政治活動を行うことを目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の公職にある者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対する活動を行う団体でないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

- (7) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (8) 定められた期間内に応募書類を提出できること。

## 第6 評価基準

次の各号の基準に基づき、温暖化防止センターとして指定する団体を評価するものとする。

- (1) 事業の実施にあたり、事務局の責任者が明確になっていること。また、事業の遂行に必要な体制を有すること。
- (2) 基本体制に加え、必要に応じて人員を確保することが検討されていること。
- (3) 事業の実施に必要な知識・能力を有すること。
- (4) 温暖化対策及び環境保全活動の実績があること。
- (5) 事業の内容に先進性やオリジナリティがあること。
- (6) 事業の実施により温暖化防止について十分な効果を得ることが期待されること。
- (7) 事業の実現可能性が見込まれること。
- (8) 事業の費用対効果が優れていること。
- (9) 補助金、寄付金等に頼りすぎていないこと（自主財源との均衡がとれていること）。
- (10) 健全な運営ができること（過去3年間の経営状況等を踏まえ判断）。

## 第7 指定期間

温暖化防止センターの指定期間は、指定日の翌年度4月1日より、3年間とする。

## 第8 指定の解除

前条の規定に関わらず、県は、指定団体が温暖化防止センターとして不適格と認める場合は、指定を解除することができる。

## 第9 その他

この方針に定めるもののほか、温暖化防止センターの指定に関し必要な事項は、別に定める。